

サブリース契約を検討されている方は 契約後のトラブルにご注意ください！

平成30年3月27日
国土交通省
消費者庁

サブリース契約は、サブリース業者がアパート等の賃貸住宅をオーナーから一括して借り上げるため、一定の賃料収入が見込めることや、管理の手間がかからないことなど、オーナーにとってのメリットがある一方で、近年、賃料減額をめぐるトラブルなどが発生しています。

サブリース契約をする場合は、契約の相手方から説明を受け、契約内容や賃料減額などのリスクを十分理解してから契約してください。

また、これまでに寄せられている主な相談事例を紹介しますので、必要に応じて「相談窓口」にご相談ください。

<相談窓口>

《賃貸住宅に関するトラブル相談》

●公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）

<http://www.muryo-soudan.jp/mail2/index.html>

※賃貸住宅のオーナーに対して、賃貸住宅でのトラブルやお悩みについて、メールによる無料法律相談を行っています。

●公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

03-6265-1555

※賃貸住宅のオーナーに対して、賃貸住宅でのトラブルやお悩みについてアドバイスを行っています。

《賃貸住宅管理業者に関する相談》

●国土交通省等の窓口（最寄りの窓口にご連絡ください。）

北海道開発局	011-709-2311	近畿地方整備局	06-6942-1141
東北地方整備局	022-225-2171	中国地方整備局	082-221-9231
関東地方整備局	048-601-3151	四国地方整備局	087-851-8061
北陸地方整備局	025-280-8880	九州地方整備局	092-471-6331
中部地方整備局	052-953-8119	沖縄総合事務局	098-866-0031

※賃貸住宅管理業者には、国土交通省の登録を受けた業者と登録を受けていない業者があります。

国土交通省では、賃貸住宅管理業の適正化を図るため、賃貸住宅管理業者登録制度を実施しており、登録業者は一定のルールを守る必要があります。また、登録を受けていない業者に対して、登録制度への登録を推進しています。

《消費者トラブルに関する総合案内窓口》

●消費者ホットライン 局番なしの188（いやや!）

※消費者ホットラインは、原則、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口などにつながる電話番号です。消費生活センター等に相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

※消費生活センター等では、お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を提供しています。

※オーナーが同種の行為を反復継続的に行っていない場合には、サブリース契約は消費者契約法第2条第3項に規定する消費者契約に該当する場合があります、その際には同法の適用を受ける可能性があります。

《法的トラブルに関する総合案内窓口》

●法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

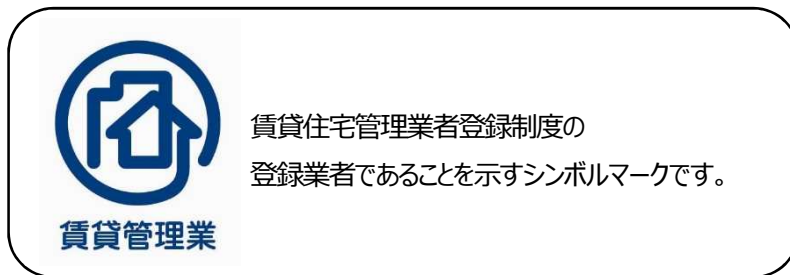
※お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を提供しています。

<賃貸住宅管理業者登録制度>

国土交通省では、賃貸住宅管理業の適正化を図るため、平成23年から任意の登録制度として賃貸住宅管理業者登録制度を実施しています。

賃貸住宅管理業者登録制度では、サブリースを含む賃貸住宅管理業の遵守すべきルールを設けており、登録業者は、このルールを守らなければなりません。

契約の相手方が登録制度に登録しているかを国土交通省のホームページで確認することができます。サブリース契約をする場合の判断材料としてください。



【サブリースに関する登録制度の主なルール】

(重要事項の説明)

- サブリース契約の契約前に、将来の賃料の変動の条件等の重要事項説明を行い、書面を交付します。
- 重要事項説明は、一定の実務経験者等が行います。
- 契約書に将来の賃料の変動の条件等を記載します。

(財産の分別管理)

- オーナーに支払う賃料について、登録業者の財産や他のオーナーの財産と明確に区分して管理します。

(管理事務の報告)

- 管理状況について定期的にオーナーへ報告します。

(業務改善に関する勧告等)

- 登録業者が登録制度のルールに違反した場合は、国土交通省が登録業者に対して指導、勧告、登録抹消を行います。

＜サブリース契約をする際の主な注意点＞

賃貸住宅のローン返済も含めた事業計画やリスクについて、オーナー自らが十分理解する必要があります。

契約の相手方から説明を受け、契約内容や契約期間中の賃料減額などのリスクを十分理解してから契約してください。

【賃料は変更になる場合があります】

- 多くのサブリース契約では、定期的に賃料を見直すこととなっています。
- 「家賃保証」と謳われていても、入居状況の悪化や近隣の家賃相場の下落により賃料が減額する可能性があります。
- 「空室保証」と謳われていても、入居者の募集時等に賃料支払の免責期間が設けられている場合があります。

【契約期間中でも解約されることがあります】

- 「30年一括借り上げ」と謳われていても、契約書でサブリース業者から解約することができる旨の規定がある場合は、契約期間中であっても解約される可能性があります。

【契約後の出費もあります】

- オーナーは、サブリース業者が賃貸住宅を使用するために必要な修繕費用を求められる場合があります。
- 賃貸住宅の老朽化等による、建物や設備の修繕費用が必要になります。
- 賃貸住宅に対する固定資産税は所有者であるオーナーの負担となります。

<消費者ホットラインに寄せられた相談事例>

【勧誘に関する相談】

- 母に対してアパートの建て替えと一括借り上げをするのでアパートを経営しないかと断ってもしつこく勧誘される。対処法は。
- 不動産会社が高齢の父に相続税対策としてアパートを建てるようしつこく勧誘してくる。断りたい。

【費用負担等の契約内容に関する相談】

- 10年前建設業者に勧誘されてアパートを建てたことに始まり、一括借り上げ、特約システム等次々に契約や費用負担を強いられる。
- 電話勧誘を受け、首都圏にシェアハウス一棟の建築契約とサブリース契約を締結したが、契約時の約束と異なることがあり不安になっている。

【家賃の減額に関する相談】

- 自宅の一部を賃貸するサブリース契約を締結したが、十分な説明がないまま家賃保証額を下げられ不満だ。サブリース契約をやめたい。
- 15年前に両親が建てた賃貸アパートの賃料をサブリース会社が下げると言っている。ローンの返済も困難になり納得がいかない。
- 14年前に賃貸アパートのサブリース契約をした。2年ごとに契約を更新するが、条件が悪くなる一方だ。納得いかない。

【事業者の対応に関する相談】

- 投資目的でアパート一棟を建てないかと誘われ土地購入と建物建築契約を締結、ローンも実行されたが事業者と連絡が取れなくなった。

サブリース契約関連でお困りのことがありましたら、相談窓口までご相談ください。

サブリース住宅に入居する方は オーナーとサブリース業者の契約内容を確認しましょう！

平成30年3月27日
国土交通省
消費者庁

サブリース住宅は、建物の所有者（オーナー）からサブリース業者が借りた建物を入居者に貸している、いわゆる又貸しによるものです。

このため、サブリース住宅の入居者は、オーナーとサブリース業者の契約終了等による不利益を受ける場合があるので、入居に当たっては、オーナーとサブリース業者の地位の承継に関する契約内容などを確認するようにしましょう。

また、必要に応じて「相談窓口」にご相談ください。

＜相談窓口＞

《賃貸住宅に関するトラブル相談》

●公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）

<http://www.muryo-soudan.jp/mail2/index.html>

※賃貸住宅の入居者等に対して、賃貸住宅でのトラブルやお悩みについて、メールによる無料法律相談を行っています。

●公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

03-6265-1555

※賃貸住宅の入居者等に対して、賃貸住宅でのトラブルやお悩みについてアドバイスをしています。

《消費者トラブルに関する総合案内窓口》

●消費者ホットライン 局番なしの188（いやや！）

※消費者ホットラインは、原則、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口などにつながる電話番号です。消費生活センター等に相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

※消費生活センター等では、お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を提供しています。

《法的トラブルに関する総合案内窓口》

●法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

※お問合せ内容に応じて、解決に役立つ法制度や、相談機関・団体などに関する情報を提供しています。

＜消費者ホットラインに寄せられた相談事例＞

○サブリース物件の賃貸住宅に住んでいる。所有者より、賃貸をやめるから、2か月後に退去するようにとの通知が届いたが、納得できない。

○サブリースの賃貸マンションに入居中だが、管理会社がオーナーに家賃を滞納しておりオーナーから直接家賃請求され困惑している。対処法は。

<サブリース住宅の入居者の主な注意点>

オーナーとサブリース業者の契約（原賃貸借契約）の終了等による不利益を受けないよう、サブリース業者に、地位の承継に関する原賃貸借契約の内容などを確認しましょう。

【原賃貸借契約の終了によって退去が必要なことがあります】

- 原賃貸借契約が終了すると、サブリース業者と入居者との契約も終了し、退去しなければならない場合があります。
- 原賃貸借契約に「この契約が終了したときは、サブリース業者の地位をオーナーが引き継ぐ」旨の規定※があれば、原賃貸借契約が終了しても、退去する必要はありません。

※ 地位の承継規定について

国土交通省のサブリース住宅原賃貸借標準契約書では、「本契約が終了した場合には、オーナーは、転貸借契約におけるサブリース業者の地位を当然に承継する」旨が規定されています。入居に当たっては、原賃貸借契約に、こうした地位の承継規定があるのかをサブリース業者に確認しましょう。

《 一般的な3者の契約関係のイメージ 》



【オーナーから賃料の請求を受けることがあります】

- オーナーは入居者に直接、賃料を請求することができますが、入居者は、サブリース業者に月毎に賃料を支払っていただければ、二重に支払う必要はありません。
- ただし、入居者がサブリース業者に賃料を前払いしているときには、前払い分の賃料をサブリース業者に支払っていたとしても、オーナーに対して二重に支払わなければならない場合があります。

■ サブリース住宅の確認方法について

サブリース住宅は、貸主（サブリース業者）と建物の所有者（オーナー）が異なります。入居する物件がサブリース住宅かどうか、まずは、貸主や不動産業者に確認しましょう。

また、国土交通省の賃貸住宅標準契約書や不動産業者の重要事項説明書では、貸主と建物の所有者が異なる場合には、両者を記載することとされています。入居する物件の賃貸借契約書等の記載内容を確認しましょう。

なお、賃貸住宅管理業者登録規程に基づく登録を受けたサブリース業者が、自らが貸貸人となり賃貸借契約を締結する場合は、入居者に対して重要事項説明書と同等の書面を交付し、説明しなければなりません。サブリース業者の賃貸住宅管理業者登録の有無については、国土交通省のホームページで確認することができます。